並びに新郷瀬川以東で県道百八十八号線及び県道十六号線以西の地域に限る。）、羽黒朝日、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒新外山、羽黒摺墨、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒安戸南、羽黒余町、橋爪、橋爪東、前原、前原南及び丸山天白町、江南市後飛保町、江森町、小杁町、勝佐町、鹿子島町、草井町、河野町、小脇町、慈光堂町、高屋町、中般若町、野白町、般若町、飛高町、藤ケ丘、前野町、前飛保町、宮後町、宮田町、宮田神明町、村久野町、山尻町及び和田町並びに丹羽郡大口町大字河北、河北及び仲沖並びに扶桑町、大阪府河内長野市市町、木戸、木戸町（一般国道三百十号線以東の地域に限る。）、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ケ丘中町及び松ケ丘東町、富田林市大字廿山（府道二百二号線以南の地域に限る。）、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ケ丘町、新青葉丘町、新家、須賀、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常盤町、錦織北、錦織東（府道二百二号線以北の地域に限る。）、錦ケ丘町、藤沢台、富美ケ丘町、宮甲田町及び美山台並びに八尾市大字大窪、大字恩智、大字垣内、大字教興寺、大字黒谷、大字郡川、大字千塚、大字服部川、大字山畑、大竹、恩智北町（恩智川以東の地域に限る。）、恩智中町（恩智川以東の地域に限る。）、恩智南町（恩智川以東の地域に限る。）、垣内、楽音寺、上尾町、上之島町北（恩智川以東の地域に限る。）、上之島町南（恩智川以東の地域に限る。）、教興寺、黒谷、郡川、高安町北（恩智川以東の地域に限る。）、高安町南（恩智川以東の地域に限る。）、千塚、西高安町、服部川、東町、東山本新町（恩智川以東の地域に限る。）、東山本町（恩智川以東の地域に限る。）、福栄町及び水越並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫の里、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、御願塚（西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。）、昆陽北、桜ケ丘、清水、鈴原町、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野東、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ケ丘、美鈴町、瑞原、瑞穂町、緑ケ丘、南鈴原、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉中、安倉西、安倉南、旭町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、金井町、亀井町、川面（中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。）、清荒神、口谷西、口谷東、向月町、光明町、御所の前町、御殿山（中国縦貫自動車道以南の地域に限る。）、小浜、高松町、鶴の荘、東洋町、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、福井町、星の荘、米谷（一般国道百七十六号線以南の地域に限る。）、美座、南ひばりガ丘、美幸町、売布、売布東の町、山本西、山本野里、山本丸橋及び弥生町

瀬川以東で県道百八十八号線及び県道十六号線以西の地域に限る。）、羽黒朝日、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒新外山、羽黒摺墨、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒安戸南、羽黒余町、橋爪、橋爪東、前原、前原南及び丸山天白町、江南市後飛保町、江森町、小杁町、勝佐町、鹿子島町、草井町、河野町、小脇町、慈光堂町、高屋町、中般若町、野白町、般若町、飛高町、藤ケ丘、前野町、前飛保町、宮後町、宮田町、宮田神明町、村久野町、山尻町及び和田町並びに丹羽郡大口町大字河北、河北及び仲沖並びに扶桑町、大阪府河内長野市市町、木戸、木戸町（一般国道三百十号線以東の地域に限る。）、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ケ丘中町及び松ケ丘東町、富田林市大字廿山（府道二百二号線以南の地域に限る。）、大字錦織、甲田、小金台、寿町、桜ケ丘町、新青葉丘町、新家、須賀、高辺台、谷川町、廿山、津々山台、寺池台、常盤町、錦織北、錦織東（府道二百二号線以北の地域に限る。）、錦ケ丘町、藤沢台、富美ケ丘町、宮甲田町及び美山台並びに八尾市大字大窪、大字恩智、大字垣内、大字教興寺、大字黒谷、大字郡川、大字千塚、大字服部川、大字山畑、大竹、恩智北町（恩智川以東の地域に限る。）、恩智中町（恩智川以東の地域に限る。）、恩智南町（恩智川以東の地域に限る。）、垣内、楽音寺、上尾町、上之島町北（恩智川以東の地域に限る。）、上之島町南（恩智川以東の地域に限る。）、教興寺、黒谷、郡川、高安町北（恩智川以東の地域に限る。）、高安町南（恩智川以東の地域に限る。）、千塚、西高安町、服部川、東町、東山本新町（恩智川以東の地域に限る。）、東山本町（恩智川以東の地域に限る。）、福栄町及び水越並びに兵庫県尼崎市常松、常吉、西昆陽、武庫の里、武庫之荘、武庫元町及び武庫豊町、伊丹市荒牧、荒牧南、池尻、伊丹、鋳物師、梅ノ木、大鹿、大野、荻野、荻野西、奥畑、春日丘、北伊丹、北河原、北園、北野、北本町、行基町、鴻池、御願塚（西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。）、昆陽、昆陽池、昆陽泉町、昆陽北、昆陽東、昆陽南、桜ケ丘、清水、下河原、鈴原町、千僧、高台、中央、寺本、寺本東、中野北、中野西、中野東、西台、西野、野間、野間北、東有岡、東野、平松、広畑、藤ノ木、船原、堀池、松ケ丘、瑞ケ丘、美鈴町、瑞原、瑞穂町、緑ケ丘、南鈴原、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、旭町、泉町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、小林（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、金井町、亀井町、川面（中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。）、清荒神、口谷西、口谷東、向月町、光明町、御所の前町、御殿山（中国縦貫自動車道以南の地域に限る。）、寿町、小浜、末広町、高松町、鶴の荘、東洋町、中州（県道十六号線以北の地域に限る。）、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、福井町、星の荘、米谷（一般国道百七十六号線以南の地域に限る。）、三笠町、美座、南ひばりガ丘、美幸町、売布、売布東の町、山本西、山本野里、山本丸橋及び弥生町

附　則

この省令は、公布の日から施行する。